

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開とする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 委員会の会議は、公開する。ただし、傍聴希望者が集中し、入室を制限する必要があるときは、委員長は、傍聴人の数を制限することができる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。